

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。いじめを克服するためには、子どもたちがお互いのちがいを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

そのためには、学校として「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢を示し、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組んでいく。本校では、「笑顔と感謝にあふれた学校」を教育目標とし、「にっこり笑顔であいさつする子」「しっかりそうじをする子」「コミュニケーションを楽しむ子」「内なる力を信じる子」の育成をめざしている。その実現のための人権教育・集団づくりに重点を置いて、日々の教育活動をすすめる。また、いじめを早期発見することも、事態の深刻化を防ぐ上で重要である。そのために、教職員が子どもの小さな変化に気づく力を高めるとともに、子どもたちが気兼ねなく相談できる環境を整え、日ごろから様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整える。

上記の基本理念をもとに、ここに『西小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を要求される
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、嫌なことや誹謗中傷される 等

※けんかやふざけ合いに見えても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止のための組織

- | | | |
|---------|--|---------------|
| (1) 名称 | 「学校いじめ対策委員会」 | |
| (2) 構成員 | 校長、教頭、首席（教務担当）、生活指導担当、各学年主任、特別支援教育C o .
養護教諭、人権教育担当、主査 必要に応じて、SC、SSW、警察官経験者など | |
| (3) 役割 | ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | カ 年間計画進捗のチェック |

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

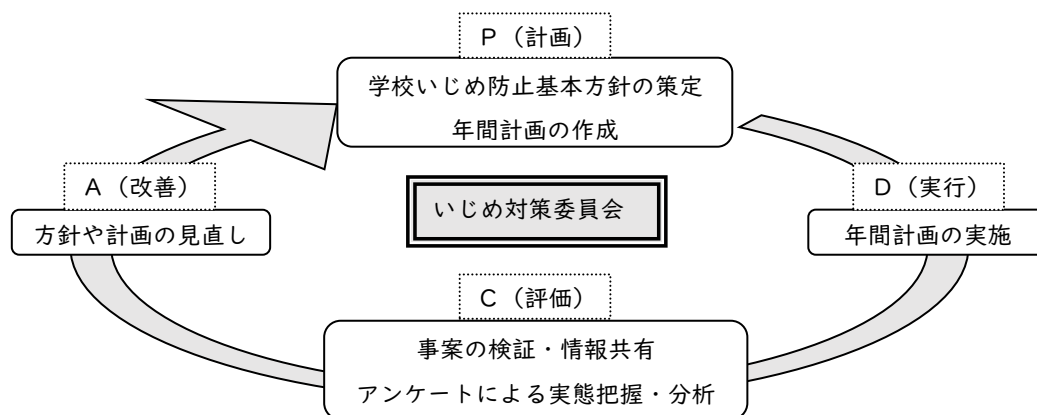
4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

貝塚市立西小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	・新入生へのとりくみ (1・2年生生活科)	・学年集会「目標」	・学年集会「目標」 ・新入生へのとりくみ (5・6年児童会)	・集会で児童全体への周知 ・カウンセリングルーム設置 ・第1回 いじめ対策委員会(年間計画の 確認、問題行動調査結果を共有)
5月	・「いじめ対応プログラム Ⅱ」からのとりくみ	・「いじめ対応プログラム Ⅱ」からのとりくみ	・「いじめ対応プログラム Ⅱ」からのとりくみ	・保護者への周知(PTA 総会 等) ・もちあじ学習 研修会 ・集団づくりレポート①(集団づくり部会)
6月	・運動会 ・いじめアンケート	・運動会 ・いじめアンケート	・運動会 ・いじめアンケート ・個人懇談会	・民生児童委員交流会 ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
7月	・個人懇談会	・個人懇談会		・集団づくりレポート② 夏季研修(子ども支援部会)
9月 10月	・学年集会「目標」 「振り返り・課題」	・学年集会 「振り返り・課題」 ・人権教室(4年)	・学年集会 ・宿泊学習(5年) 「振り返り・課題」	・第2回委員会(進捗確認) ・上半期のいじめ状況、分析
11月	・校内音楽会 ・人権参観 ・学校アンケート実施 (保護者・児童)	・校内音楽会 ・人権参観 ・学校アンケート実施 (保護者・児童)	・校内音楽会 ・修学旅行(6年) ・人権参観	・いじめ防止のための研修会
12月	・個人懇談会 ・学年集会 「振り返り・課題」	・個人懇談会 ・学年集会 「振り返り・課題」	・学校アンケート実施 (保護者・児童) ・「スマホ安全教室」(6年) ・個人懇談会 ・学年集会 「振り返り・課題」	・集団づくりレポート③
1月				・第3回委員会 (状況報告ととりくみの検証、年間総括)
2月	・入学式に向けてのとり くみ(1年)	・6年生を送る会(4年) ・いじめアンケート	・いじめアンケート ・卒業式に向けての とりくみ(5・6年)	
3月	・いじめアンケート ・学年集会 「まとめ・課題」	・学年集会 「まとめ・課題」	・学年集会 「まとめ・課題」	・集団づくりレポート④

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

学校いじめ対策委員会は、必ず年3回開催し、とりくみが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



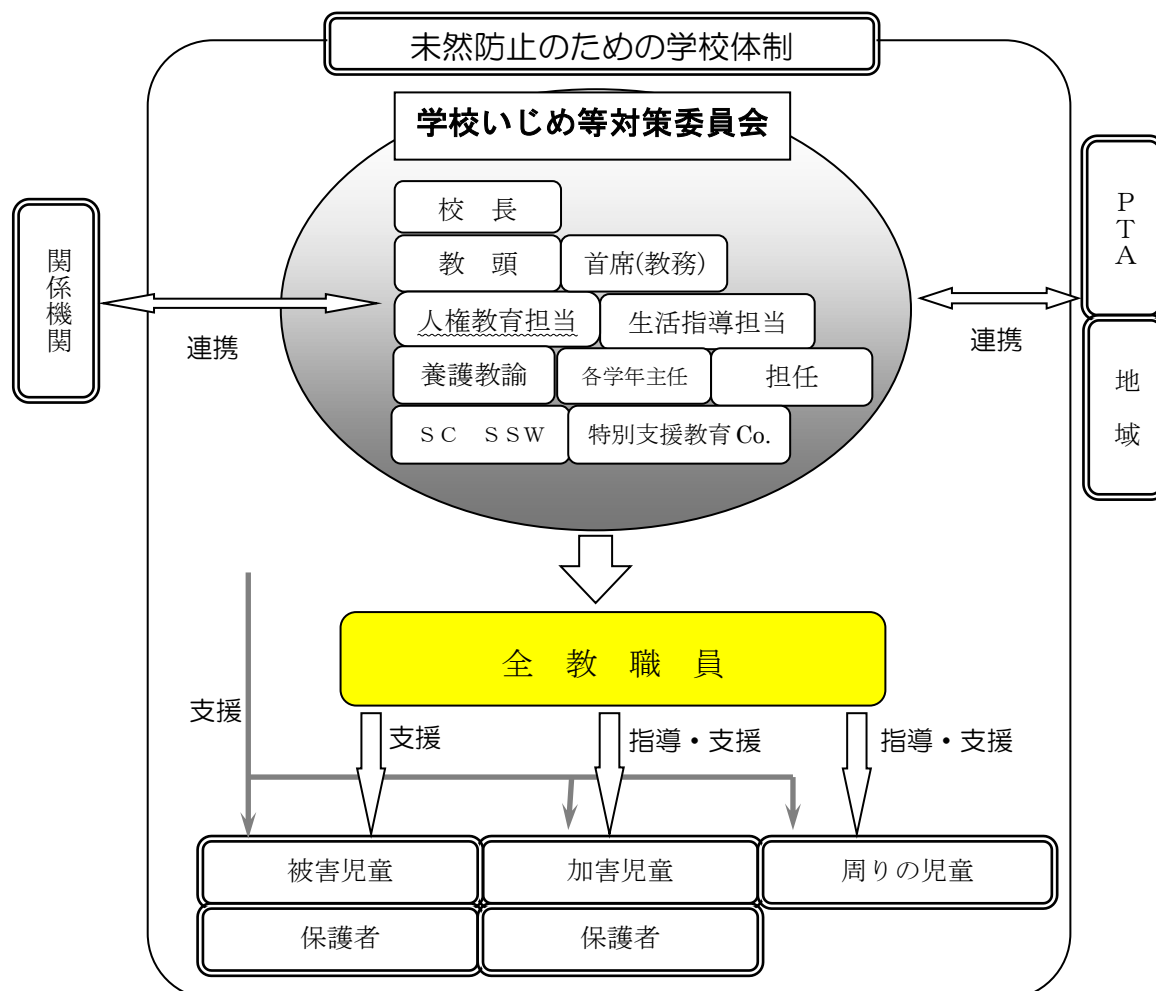
第2章 いじめの未然防止

Ⅰ 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級が、一人ひとりの人権が尊重される環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を全教育活動の時間の特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

これらのことをいじめの未然防止のために全教職員がとりくむために下図のような体制で臨む。



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員が一致していじめを防止できるよう、いじめの具体的な事例を職員会議などで共有していく。児童に対しては、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめ問題にふれ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

(2) いじめ防止に向けては、集団づくりを通して、自他の存在を認め合い尊重しあえる態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。互いのもちあじを認め合い、尊重し合える関係づくりを通して、いじめを許さない態度・能力を育成する。

そのために、「いじめ対応マニュアルⅡ」に示されてある、言葉や身体を使って「他者と通じ合う」力を育む活動は有効である。自分と違う意見を受け止めたり、他者と共感したりするような活動を全学年にて実施している。

また、日頃より児童に活躍の場や目標達成の機会を設定する。児童会活動等を通して、居場所づくりに向けての取組を行い、個々の児童の「自分も友だちも大切にする」という意識を育む。そして、いじめを自分たちの問題として捉え、どうすればなくすことができるか、自ら考え実践する態度を養う。

(3) いじめが生まれる背景には、人間関係によるストレスが関わることや、学習についていけない焦り等が過度なストレスとなっていることを十分意識するべきである。分かりやすい授業づくりを進めるために見やすい掲示物の準備、簡潔で意図がよく伝わる発問、それらを含めた教材研究を十分に行うことが必要である。学習以外でも児童一人ひとりの個性を理解し、様々な活躍の場を設定する。すべての児童が安心して過ごすことのできる集団づくりが求められる。

そして、児童が担任や身の回りのおとな、スクールカウンセラーへ相談することや、自分の好きなことに熱中するなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、常に自分自身の発言について、点検を行う謙虚な姿勢を確立しなければならない。また、教職員どうして互いの指導に対して助言をし合うことができるような、職員間の雰囲気づくりも大切である。

(4) 自己肯定感や自尊感情を高めるとりくみの中で、友だちはもちろん、家族や地域の人との関わりを大切にする。「あいさつ運動」「地域の施設訪問」など、地域と関わりとりくみも大切にしていきたい。

(5) 児童がいじめ問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、児童自らがいじめについて学ぶとりくみを推進する。定期的に学校全体・学年単位で「STOP いじめ集会」を実施し、学級でも道徳教育を充実させる。「見て見ぬふりは、それもいじめ」「大人に知らせることはとても大切」などの反いじめの意識向上のとりくみとして進める。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりして助けを求められないことがある。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが苦手であったり、できない状況にある児童がいじめにあっていて場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には児童の何気ない言動や行動、様子の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

○児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと

日頃から、児童との信頼関係を築くことに努め、関わる児童の表情、日常の様子、保護者から家庭の様子を聞き取るなど、アンテナ高く、変容を見逃さないことが大切である。

○教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること

前述のように、児童の変容については関わる教職員複数で必ず共有する。いじめを認知したら、学年で共有し、生活指導担当者、管理職と連携し、学校いじめ等対策委員会で全体への周知も行いながら積極的な解決をめざす。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、全学年いじめアンケート（年2回）を実施する。アンケートでは、いじめの実態、いじめに対する意識について点検を行っている。また、6年生は第一中学校進学に向けての調査として学校生活アンケートを実施する。そのデータを校内にて活用し、児童の実態把握のための有効な資料としたい。このアンケートは一中校区全体で実施しているため、校区としての指導の方向性の検討に活用できると考えている。西小学校全体としては、年一回学校アンケートの中で「学校生活の楽しさ」や「いじめ対策委員会等の取組」について問う項目を設けている。そして、結果から学校体制やいじめ防止のさらなる改善に努めている。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、担任からのこまめな家庭連絡、相談をするように心がけている。また、スクールカウンセラーが週1回(火)に来校し、保護者・児童の相談を受けている。発達に関する相談については、支援学級担当者、通級指導担当者が、随時相談を受け付けており、希望する方には発達に関わる検査も実施している。

(3) 児童・保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、SCや発達相談、保健室への健康に関わる相談など、様々に設置している。

(4) 教育相談等で得た児童の個人情報の取扱いについて、必ず守秘義務を順守することを相談者に明確に伝える。また日常の日記指導や生活ノートなどにも、友だち関係の悩みなどは現れてくる。それらを見逃さず、対処するようにしたい。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然である。しかし、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることは、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じ取ることや、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があるため、継続的な指導が必要である。また、事象の分析をもとに教育課題へと高めることが大切である。

具体的な対応については、2-(6)「段階(レベル)に応じた対応、関係機関との連携例」を参照し、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えのあるなしに関わらず、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 関係機関との連携

いじめ事例については必ず「学校いじめ等対策委員会」で、情報共有を行い、対応を検討する。いじめ事例の態様による学校の対応については、大阪府の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」なども参考に、教育委員会や警察、福祉機関等の連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

（レベルに応じた対応例）

	いじめの内容の例	指導及び協力機関
レベルⅠ	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言葉など	担任・学年の教職員が指導
レベルⅡ	仲間外れ、陰口、軽度の暴言など	担任・学年の教職員・生活指導担当・管理職が指導
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷、脅迫・強要、暴力など	管理職が警察等とも連携を図りながら指導
レベルⅣ	重い暴力行為、金品の恐喝行為など	教育委員会と連携し指導
レベルⅤ	きわめて重い暴力、脅迫、強要、恐喝行為など	教育委員会が主導し、警察等と連携し対応

(7) 出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等、性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。（貝塚市立学校運営に関する規則第14条より）

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる児童からの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聞き取りした後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まずいじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつか自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営する。また、すべての教職員が支援し、児童が他者に関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や音楽会、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 いじめの解消

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視しなければならない。

- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、実行する。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

掲示板等への誹謗・中傷等の対応については、事実確認の上、関係機関と連携し、その処理を適切に行う。

- (2) メール、ライン等によるいじめについて

メールやラインなどに不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所を確認した後、印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行う。保護者の管理のもとで迅速に削除するなど、中傷メールや悪質な画像が拡散することのないようにする。必要に応じて、関係機関と連携して対応する。

- (3) 情報モラル教育の推進について

ケータイ電話会社等が主催する「安全教室」等を活用。学年や機会が限定されるので、府教委作成の「携帯・ネットいじめ等への対処方法プログラム」資料等を活用しながら、学年の実情に応じ指導を実施する。

第5章 重大事態への対処

生命・心身または財産に関わる重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命・心身または財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当な期間」とは ・年間のうち30日を目安とする

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したも
のとして報告・調査に当たる。